

大學設置基準案説明資料

この案は第一回大學設置基準設定連合協議會で二部を除いて承認された大學設立基準に關する要項、保留部分その他に對する修正案。四月二十二日共通委員會決定事項、共通協議會決定事項等を基準の形式に調整編成したものである。

なほ大學設置基準は學校教育法施行規則に従い大學設置基準と稱することに改めた。

第一の一は要項第一の一に第二項を新たに加えた。

第一の二は要項第一の二に同じ

第一の三は要項第一の三を削除し新たに追加した。

第一の四は追加

第二の一は要項第二の第一項

第二の二及びは追加

第二の三第一項は要項第二の四第一項に同じ

第二の三の二は要項第二の四の二に「兼任の教授、助教授、講師がそれ

を擔任或は分擔することを認めるがその期間は一學年間に

とする」とあつたのを「一時兼任の教授には助教授講師

がそれを擔任又は分擔することができると修正

は要項第二の四のを字句的に修正

は要項第二の四の各講座には助教授助手を置くこと

を原則とする」とあつたのを案のよほに修正

及びは要項第二の四の及びに同じ

第二の四は次の削除を行つた以外は要項第二の五に同じ

中「新設大學の場合には特に審査機關を設けてこれに附議

する」を削除

「大學の教育養成計畫を確立する」の全文を削除

第二の五は要項第二の三に同じ

第二の六は共通協議會決定事項として新たに追加したもの

第二の七は共通協議會決定事項として新たに追加したものであるが、は

四月二十二日 共通委員會決定事項として前回報告済のもの

であり、及びは中文科系の分は分科會決定事項として参考

の意味で前回提出済のものを組替えたもの

第二の八は共通協議會決定事項として新たに追加

第二の九は共通協議會決定事項として新たに追加したものであるが文科

系關係のものは分科會決定事項として参考の意味で提出済の

ものを組替えたもの

6-4  
121

春山 26

第二の一〇は要項第二の第二項以下を多少組織えたもので内容的に變更はない。但し備考四に「大學の周圍を文教に相應しい環境とするために必要に應じて法規的措置を講ずる」を削除し「の」校地は「の」後に「大學に相應しい環境を持ち」の字句を挿入した。

第二の一は要項第二の六の字句を多少修正したものである。即ち「必要に應じ相當な収入を生むべき確實なる機關」とあつたのを「必要に應じ相當な収入を得べき適當な機關」と改めた。

備考一、二及び三は要項備考一及び二に同じ

備考四は共通協議會決定事項として新たに追加したものであり、要項備考四及び五は削除した。